



第 13 回堺市障害者スポーツ大会・開会式に参加して
大阪障がい者スポーツ指導者協議会
久保 漣

平成 30 年 5 月 5 日（土・祝）晴天の下、第 13 回堺市障害者スポーツ大会総合開会式および陸上競技大会が堺市金岡公園陸上競技場で開催されました。毎年、この大会に堺市障害者スポーツ大会運営委員・大会補助役員として参加させていただいております。

大阪府・大阪市障がい者スポーツ大会に比べて参加人数は少ないですが、堺市独自のローカルルールを設け、本来、全国障害者スポーツ大会には出場できない年齢の方や、様々な障がいのある方もオープン参加として出場できるように工夫されており、毎年参加者は増えています。

大会補助役員（ボランティア）にも、支援学校の生徒さんを受入れ当協議会会員とペアを組み大会の運営に携わる事により、障がい者スポーツに興味を持っていただくという取り組みもされ、とても有意義な大会であると感じました。



堺市障害者スポーツ大会 〈陸上競技〉
堺市障害者スポーツ大会 大会運営委員会事務局長
(堺市立健康福祉プラザスポーツセンター)
中村 行伸

平成 30 年 5 月 5 日（土・祝）晴天の中、第 13 回堺市障害者スポーツ大会の総合開会式ならびに陸上競技大会を金岡公園陸上競技場で開催しました。当日 52 名の選手が自身の持てる力を余すところなく発揮し、走り、跳び、投げました。

大会運営には、大阪障がい者スポーツ指導者協議会から 10 名の指導者が、選手の招集・誘導等にご尽力いただき、無事に大会を終えることができました。ありがとうございました。

堺市の大会では、多くの競技で地元中学校の生徒にご協力をいただいております、指導者協議会の皆様には、中学生と一緒に各部所を担っていただいております。

中学校の先生方からは、「日頃、選手の立場の生徒が、大会を支える側の経験をすることに良い学習の機会がある。選手が工夫して競技している姿や、それを支える指導者・ボランティアから多くを学んでいる」というお言葉をいただいております。

この成果は、大会の目的である「市民の障害のある方に対する理解と認識を深める」ことに繋がっているものと思います。

指導者協議会の皆様におかれましては、今後とも堺市の障害者スポーツの振興にご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

全国障害者スポーツ大会

「障がいのある選手が、競技を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある方の社会参加の推進に寄与することを目的とした大会です」

2018.10.13（土）～10.15（月）に、第 18 回全国障害者スポーツ大会（福井しあわせ元気大会 2018）が行われます。

競技種目は陸上競技・水泳・卓球・アーチェリー・フライングディスク・ボウリングで、大阪府・大阪市・堺市の代表選手は、5 月、6 月に行われた障がい者スポーツ大会において選考され、全国障害者スポーツ大会に向けて、頑張っています。（広報：松浦）

大阪障がい者スポーツ指導者協議会

協議会だより

編集・発行 大阪障がい者スポーツ指導者協議会 広報部 平成 30 年 9 月 13 日 第 81 号
<http://osaka-adspo.org/>

【報告】大阪障がい者スポーツ指導者協議会 平成 29 年度年次総会
平成 30 年 4 月 22 日(日) 場所：大阪市長居障がい者スポーツセンター 2階 会議室

◎平成 29 年度 事業報告について

1 事務局

- ① 理事会の開催：協議会の運営体制やボランティア協力体制の調整を行うため理事会を 14 回開催した。
- ② 大阪府内の障がい者スポーツ大会等に協力を行った。
- ③ 第 17 回全国障害者スポーツ大会（笑顔つなぐえひめ大会）への参加（参加する選手へのサポート）
- ④ 平成 29 年度大阪市障がい者スポーツ・レクリエーションひろばへの協力
- ⑤ 三協議会合同会議への出席

2 広報部・広報紙「第 79 号」「第 80 号」を発行

3 研修部・研修の開催：平成 30 年 2 月 25 日（日）「ペップトーク」やる気を引き出す言葉の力

4 企画部・平成 29 年 6 月～8 月 合計 7 回「手話を学ぼう会」

- ・平成 29 年 10 月 1 日（日）「2017ENJOY!長居フェスティバル」各ブースでの運営補助
- ・平成 30 年 1 月 14 日（日）各コーナーの補助・準備・片付け等

◎平成 30 年度 事業計画（案）について

1 事務局

- ・各種ボランティアの要請・各種発送業務について迅速な対応・対処することとしたい。
- また、協議会の会員が意欲的にボランティア活動やスポーツ指導をして頂けるよう努力したい。

2 広報部

- ・今年度も引き続き協議会だよりに、身近な障がい者スポーツの紹介やいろいろな情報を提供できるように努める。また、ホームページも継続できるように努める。

3 研修部

- ・障がい者スポーツ指導の実践で役立つ内容と、日本障がい者スポーツ協会が定める競技種目を中心にした研修を、年 1～2 回行いたい。

4 企画部

- ・大阪障がい者スポーツ指導者協議会として、障がい者スポーツのイベントなど行えるように企画・案を考え実行できるようにしたい。

福尾	菅原	相原	部員	福島	企画部長	木村	仲本	部員	福西	研修部長	植田	永島	部員	松浦	広報部長	新川	兼田	部員	久保	事務局長	中野	会計	鈴木	副会長	松本	会長	役員	平成 30 年度
ひさみ	智彦	繁樹		美沙季		華良	清文		拓也		克彦	久義		春代		豊美	理香		漣		薫	光一		晃				

参加して学ぼう



研修部 平成30年2月25日(日)
「PEP TALK！」
やる気を引き出す言葉の力!

講師：ペップトーク普及協会 認定講師
井上 多栄子 氏

研修部主催の講演・総会の基調講演は、指導者にとって大変身近な内容です。
 指導者自身のスキル向上になればと思い、講演内容を一部ですがピックアップして掲載しています。



基調講演 平成30年4月22日(日)
「事故やケガの法的責任
トラブルの対処法について」

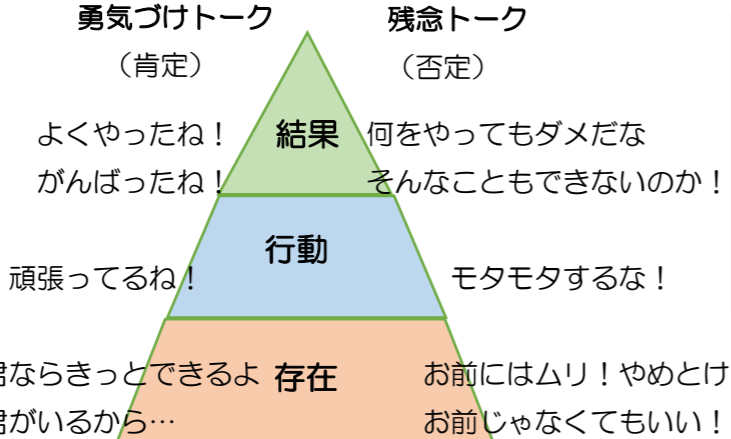
講師：東洋大学 法学部 企業法学科
助教 谷塚 哲 氏



ペップトークとは、アメリカのスポーツの試合前に監督やコーチが選手に対して行う「短く」「わかりやすく」「肯定的な「魂を揺さぶる」」勇気づけのショートスピーチ “前向きな背中の一押し”

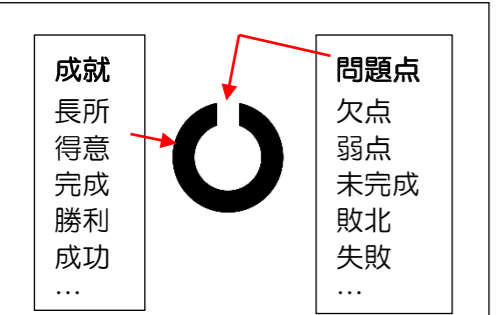
ペップトーク

- ・ポジティブ語
- ・相手の状況を受け止め
- ・ゴールに向かった
- ・短くてわかりやすい
- ・人をその気にさせる
- ・言葉がけ



プペトーク

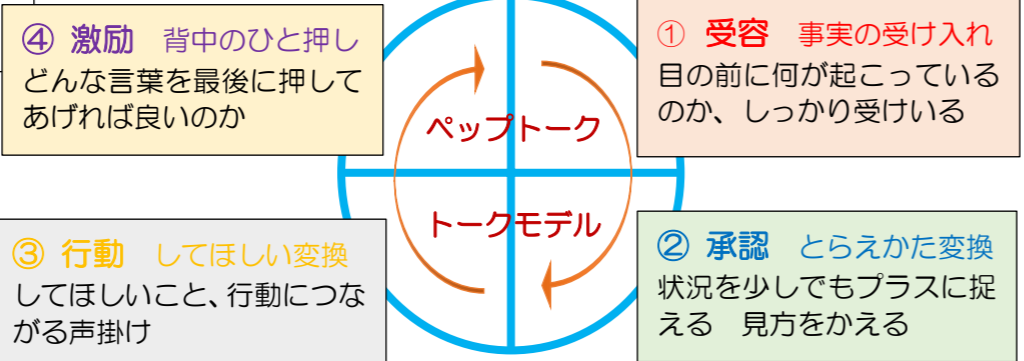
- ・ネガティブ語
- ・相手のためと言いながら
- ・ゴールは無視して
- ・延々と
- ・人をやる気をなくす
- ・説教・命令



どこに目がいきますか? かけているところに目がいきますね。
 問題点として言ってしまうですね。よく見ると95% (黒塗部分) できています。問題点が改善点として「じゃあ、ここをできるようにすれば、もう一度練習しよう」と、やる気をすぐできるような言葉かけで、順番をかえて伝える。
 練習を繰り返し、習慣化へ
 1 自信がつく、2 コンディション↑
 3 パフォーマンス↑
 習慣は才能を超える

例えば…目を閉じてください。
 あなたは、バレーボール選手。試合もクライマックス、接戦の試合。こんな時にサーブが回ってくる。いろいろな言葉が周りからも飛んでくる。その中で前衛の選手から大事な場面、「ミスしないでね」。さて、頭の中にどんな言葉が残っていますか?
 ミスしたらどうしよう。前衛の選手はチームメイトです。「ミスしないでね」という言葉は応援をしています。けれどもミスのイメージをしてしまう。してほしくないことを、日本語の特性として否定句をつけて、それをしてほしいという言葉で伝える場合があります。「ミスする」に「な」の否定句をつけて「ミスするな」この言葉のイメージは「ミス」に反応します。
 肯定形と否定形を区別できない、思考は現実化します。してほしくないことを伝える、成功や勝利をイメージさせるポジティブな言葉を選んでいきましょう。

話を聞く4つのレベル
Hear 聞こえる (勝手に耳に入ってくる) → **Listen 聴く** [傾聴] (耳+目と心をもって相手の方が何て言っているのか、本心は何なのかきちっと聴く) → **忖度** [そんたく] (人の心をおしはかる) → **斟酌** [しんしゃく] (事情や心情をくみ取ってさじ加減する)



スポーツと事故・怪我

- ・スポーツとは常にリスクがつきものである。
- ・身体への負担
- ・道具、用具
- ・施設
- ・外的な要因
- ・スポーツ指導とはいかにリスクを発生させないかが重要である。

スポーツに内在する危険

- ・スポーツに内在する危険
- ・参加者各人は、スポーツのリスクを承諾している。
- ・スポーツ活動中の事故やケガの責任は、原則自己責任である。
- ・しかし、この自己責任では済まされない場合も多数ある。
- ・体格的な差、趣旨、経験の差 等

指導者と安全配慮義務

- ・クラブ・指導者と会員との法的な関係
- ・入会＝契約の成立＝権利義務の発生
- ・指導者の安全配慮義務
- ・対象者によりその度合いが違ってくる
- ・予見可能性・回避可能性
- ・クラブ員以外の子どもたちへの責任

指導者と安全配慮義務

- ・健康へ安全配慮義務
- ・熱中症対策
- ・天災に関する安全配慮義務
- ・ボランティア指導員の責任
- ・指針・基準の作成
- ・免責同意書

スポーツ中の突然死

- ・指導者の現場での義務
- ・医学的な観点から
- ・指導者はその場で救命蘇生法を施すべきか?
- ・心臓震盪
- ・自動体外式除細動器 (AED)
- ・子どもに多く見られる突然死

保険について

- ・傷害保険
- ・損害賠償保険
- ・保険内容の検討・公表
- ・事故・怪我後の対応の重要性

はじめに皆さんに覚えて頂きたいことは、スポーツとはリスクがある。安全安心なものではない。何らか体へ負担がかかる、よって活動中に事故や怪我が起こってしまう可能性がある。また道具や用具が正しくない使われ方をする場合、こわれている場合、施設の不備であったり、また外因的な要因として、たとえば暑い、寒い、雨、風、色々な状況の中で、事故や怪我が起こる可能性がある。
 スポーツというものは本来危険・リスクがあり、指導者はいかにリスクを発生させないかが大切である。

事例
 地域親善のソフトボール大会が男女混合で行われた。ランナーが男性、キャッチャーが女性、バッターがヒットを打ったので男性ランナーはホームに突っ込む。そしたら運悪くホームベース上で、男性ランナーと女性であるキャッチャーがぶつかり女性に怪我をした。

誰の責任ですか? 自己責任ですか? 男性の責任ですか? この事例は裁判になり結果、本来自己責任ではあるが、男性にも非があるという事。怪我をしたのは女性させたのは男性、ここには明らかに体格の差がある。

今回このソフトボール大会の試合の目的は、皆で楽しんで行うことである。男女という体格的に差のあるものを混在させて行うスポーツにおいて、体格的に有利だとされている男性は、体格的に不利だとされる女性を守るために、たとえ1点を取ることを犠牲にしても、女性に怪我をさせるかもしれないと思いながらプレーしなければ、自己責任とは認めません。

スポーツ活動中の事故や怪我というのは自己責任であるためには、同じような体格、同じような経験、同じような実力、お互いが同条件のような場合においては、いくら事故や怪我が起こっても自己責任で済むが、何らかの理由で明らかにどちらかが大きい、小さい、経験があるないとか、明らかに何らかの試合に差があるようなものが、事故や怪我までも自己責任を採用しない。

現場の中でいろいろな方が、混在するスポーツをするときに、今日初めて来た人と10年やっている人が一緒にいきなり試合をやりましょう。どう考えても事故や怪我の可能性が十分ある。そういう時は、初めて来た人に、はじめの30分は練習させるとか、きちんとルールを説明するとか、もっと言うと経験者には、「今日はじめてやるのだから、少し手加減してください」と声をかけるなど、配慮が必要になってくる。

体格差、年齢差、経験差、障がい差というものがある。この子とこの子が試合した、練習した、本当に事故や怪我が起きないだろうか等、しっかり考えないといけない。指導者の立場にあるのだから、これは大丈夫、これは止めておいたほうが良い、事故や怪我が起こった現場においては誰に責任があるのか、ということなど指導者の皆さんは、この現場で事故や怪我が起こるかどうかが、十分配慮しなければならぬ。これが指導者に求められた安全配慮義務です。指導者の背中には常に安全配慮義務があります。指導者の皆さんが、やらなければいけない安全配慮義務が全然できていないと、その責任は問われる可能性もでてくる。注意しなければいけないのは、やらなければいけない安全配慮義務がしっかりやっていたかどうかということが、ポイントになる。

スポーツ事故と法的責任

- ・スポーツ事故が起こった場合の責任の追及
- ・刑事責任と民事責任
- ・事故や怪我が起こった場合の法的な訴えの根拠は?
- ・不法行為・債務不履行
- ・クラブの責任＝使用者責任

法人化の必要性

- ・NPO 法人化はなぜ必要か?
- ・権利の主体＝民法では権利の主体は人か法人と定められている
- ・法人格の無い団体＝任意団体＝権利能力なき社団
- ・民事訴訟法上では、権利能力なき社団も訴訟当事者となることができる(その目的により無限・有限責任に問われる)
- ・権利能力なき社団としての条件とは?